

付 議 第 5 号

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年高知県教育委員会規則第 8 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定により青少年の家」を「許可施設（同項に規定する許可施設をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「青少年の家」を「許可施設」に、「行わなければ」を「これを行わなければ」に改め、同項ただし書中「第4条、第5条ただし書」を「第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第8条第1項第1号」に改める。

第4条の見出し中「許可の変更等」を「取消しの届出等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

第4条に次の2項を加える。

3 条例第5条第1項の許可施設の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書の交付を受けているときは、当該利用許可書を提出しなければならない。

第6条中「利用の許可を受けた者」を「利用者」に改める。

第7条第2項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

条例第8条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 県又は教育委員会が主催する行事のために許可施設を利用する場合

(2) 青少年（25歳未満の者をいう。）が学校行事、クラブ活動その他の自主的な活動のために許可施設を利用する場合

(3) 利用者のうち身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害

者保健福祉手帳を所持する者が占める割合が5割を超える場合

- 2 教育委員会は、あらかじめ登録した社会教育団体等が許可施設を利用する場合は、条例第8条の規定に基づき使用料の2分の1に相当する額を減額することができる。
- 3 前2項に定める場合のほか、条例第8条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、教育委員会が別に定める。

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

- (1) 指定管理者の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (2) 災害その他の不可抗力により許可施設を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の前日までにあった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

第9条中「青少年の家を利用する者」を「利用者」に、「青少年の家の施設」を「許可施設」に改める。

第10条第5号中「附属設備、備品等」を「設備等（備品を含む。以下同じ。）」に改め、同条第6号中「建物その他の工作物を汚損し、又は」を「青少年の家の施設、設備等を汚損し、損傷し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第12条中「設備、備品等」を「設備等」に改める。

第13条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第4号中「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

第14条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「高知県教育長が」を「高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1項を加える。

（指定管理者に係る変更届出事項）

第14条 条例第14条第2項の教育委員会規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

別記第3号様式中「第7条第1項」を「第7条第4項」に、

高知県立高知青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則 第2条第1項 1号 2号 3号・第2項・第	円
---	---

3 項 該 当	
---------	--

を
「

	円
--	---

に改め、同様式注を次のように改める。

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記第5号様式中「第8条第1項」を「第8条第2項」に改め、同様式注を次のように改める。

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記第7号様式中「に規定する」を「に掲げる」に、「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）及び他の公の施設の設置及び管理に関する条例施行規則との規定の整合性を図るとともに、高知県規則である高知県立高知青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年高知県規則第60号の3）において規定していた使用料の減免及び還付に関する事項を、高知県教育委員会規則である高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第8号）において規定するため、必要な改正をしようとするもの。

2 施行期日

平成26年4月1日

新 旧 対 照 表

新

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の許可施設(同項に規定する許可施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める申請書を提出しなければならない。

2 略

3 前2項の規定による申請は、許可施設を利用する日の1週間前までにこれをしなければならない。ただし、指定管理者(青少年の家の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次条第1項、第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第8条第1項第1号、第11条及び第12条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

(利用の取消しの届出等)

第4条 略

2 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 条例第5条第1項の許可施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

旧

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により青少年の家の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める申請書を提出しなければならない。

2 略

3 前2項の規定による申請は、青少年の家を利用する日の1週間前までに行わなければならない。ただし、指定管理者(青少年の家の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次条第1項、第4条、第5条ただし書、第11条及び第12条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

(利用の許可の変更等)

第4条 略

2 前条第1項の規定により利用許可書の交付を受けた者が、当該利用の許可の内容を変更して当該青少年の家を利用しようとするときは、指定管理者に対して、条例第5条第1項の規定による青少年の家の利用の変更の許可の申請をしなければならない。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書の交付を受けているときは、当該利用許可書を提出しなければならない。

(使用料の納付の時期)

第6条 利用者は、条例第7条に規定する使用料を第3条第1項の利用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免の申請等)

第7条 条例第8条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 県又は教育委員会が主催する行事のために許可施設を利用する場合

(2) 青少年(25歳未満の者をいう。)が学校行事、クラブ活動その他の自主的な活動のために許可施設を利用する場合

(3) 利用者のうち身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者が占める割合が5割を超える場合

2 教育委員会は、あらかじめ登録した社会教育団体等が許可施設を利用する場合は、条例第8条の規定に基づき使用料の2分の1に相当する額を減額することができる。

3 前2項に定める場合のほか、条例第8条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、教育委員会が別に定める。

4 略

5 略

(使用料の還付の請求等)

第8条 条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

(1) 指定管理者の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り

(使用料の納付の時期)

第6条 利用の許可を受けた者は、条例第7条に規定する使用料を第3条第1項の利用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免の申請等)

第7条

1 略

2 略

(使用料の還付の請求等)

第8条

消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(2) 災害その他の不可抗力により許可施設を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の前日までにあった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

2 略

3 略

(管理上の立入り)

第9条 利用者は、青少年の家の関係職員が施設の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る許可施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(遵守事項)

第10条 青少年の家を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 許可を受けないで青少年の家の設備等(備品を含む。以下同じ。)を青少年の家の外に持ち出さないこと。

(6) 青少年の家の施設、設備等を汚損し、損傷し、又は汚損し、若しくは損傷するおそれのある行為をしないこと。

(7)・(8) 略

(汚損等の届出)

第12条 青少年の家を利用する者は、青少年の家の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第13条 略

2 条例第13条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとお

1 略

2 略

(管理上の立入り)

第9条 青少年の家を利用する者は、青少年の家の関係職員が施設の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る青少年の家の施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(遵守事項)

第10条 青少年の家を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 許可を受けないで青少年の家の附属設備、備品等を青少年の家の外に持ち出さないこと。

(6) 建物その他の工作物を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(7)・(8) 略

(汚損等の届出)

第12条 青少年の家を利用する者は、青少年の家の施設、設備、備品等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第13条 略

2 条例第13条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとお

りとする。

- (1) 条例第 12 条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2)・(3) 略
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 略

(指定管理者に係る変更届出事項)

第 14 条 条例第 14 条第 2 項の教育委員会規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

第 3 号様式(第 7 条関係)

使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 8 条関係)

使用料還付請求書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 13 条関係)

指定管理者指定申請書

[別紙参照]

りとする。

- (1) 条例第 12 条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (2)・(3) 略
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (5) 略

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、高知県教育長が定める。

第 3 号様式(第 7 条関係)

使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 8 条関係)

使用料還付請求書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 13 条関係)

指定管理者指定申請書

[別紙参照]

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立高知青少年の家使用料減額（免除）承認申請書

高知県立高知青少年の家の利用について、使用料の減額（免除）を受けたいので、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり申請します。

利用する目的		許可 番号	
利用する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
減額又は免除を受けようとする理由及び金額			円
利用する日	利用する施設の名称	利用時間	
年 月 日		: から : まで	
年 月 日		: から : まで	
年 月 日		: から : まで	
使用料の金額の算定		※算定内訳	※金額
	※通常の使用料の金額(A)		円
	※減額又は免除をする使用料の金額(B)		円
	※決定した使用料の金額(A-B)		円
※決裁欄		担 当	
		※受付年月日	年 月 日
		※通知年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立高知青少年の家使用料還付請求書

高知県立高知青少年の家の利用について、使用料の還付を受けたいので、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利用する目的			許可 番号		
利用する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
還付を請求する 理由及び金額				円	
利用する日	利用する施設の名称	利用 時 間			
年 月 日		: から : まで			
年 月 日		: から : まで			
年 月 日		: から : まで			
還付額の算定	※納付済み使用料の金額(A)		算定内訳		金額
			納付年月日	年 月 日	円
	※還付を請求する使用料の金額(B)				円
	※決定した還付の額(A-B)				円
※ 決 裁 欄			担当	※受付年月日	年 月 日
				※決定番号	年 月 日
				※通知年月日	年 月 日
				※還付年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立高知青少年の家の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例第13条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
代表者の職・氏名	職名	フリガナ			
		氏名		⑩	
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
	電話番号		ファクシミリ番号		
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)				
	電話番号		ファクシミリ番号		

関係書類

- (1) 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例第13条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

現行規則

○高知県立高知青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則

(平成 17 年 3 月 29 日規則第 60 号の 3)

高知県立高知青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成 17 年高知県条例第 10 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立高知青少年の家(以下「青少年の家」という。)の使用料の減免及び還付に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第 2 条 条例第 8 条の規定に基づき使用料を免除することができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 県又は教育委員会が主催する行事のために利用する場合

(2) 青少年(25 歳未満の者をいう。)が学校行事、クラブ活動その他の自主的な活動のために利用する場合

(3) 利用者のうち身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者が 5 割を超す場合

2 あらかじめ登録した社会教育団体等が利用する場合は、条例第 8 条の規定に基づき使用料の 10 分の 5 に相当する額を減額することができる。

3 前 2 項に掲げる場合のほか、条例第 8 条の規定に基づき使用料を免除又は減額することができる場合は、教育委員会が別に定めるものとする。

(使用料の還付)

第 3 条 条例第 9 条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、当該還付する額は当該各号に掲げる額とする。

(1) 条例第 2 条に規定する指定管理者(利用の許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては教育委員会)の都合により利用の許可を取り消した場合又は天災その他の不可抗力により利用できなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(2) 利用の取消し又は許可の内容の変更の届出が利用の開始の日の前日までにあつた場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。